

令和6年2月29日招集

令和6年 第1回(2月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）	1
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）	3
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について）	5
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について）	7
議案第5号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9
議案第6号	佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第7号	佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第8号	佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第9号	佐渡市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第10号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19

議案第11号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第12号	佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第13号	佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第14号	佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第15号	佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第16号	佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第17号	佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第18号	佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第19号	佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第20号	佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第21号	佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例及び佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等を廃止する条例の制定について	64

議案第22号	佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第23号	佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第24号	佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第25号	佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	74
議案第26号	佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第27号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第28号	佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第29号	佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第30号	佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第31号	新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎・多田地内）	93
議案第32号	字の変更について（松ヶ崎・多田地内）	94
議案第33号	佐渡市現庁舎大規模改修（建築）工事請負契約の変更について	95
議案第34号	佐渡市現庁舎大規模改修（電気設備）工事請負契約の変更について	96
議案第35号	佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について	97

議案第36号	令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第12号） について	98
議案第37号	令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正 予算（第3号）について	98
議案第38号	令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第3号）について	98
議案第39号	令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第3号）について	98
議案第40号	令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算 （第3号）について	98
議案第41号	令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正 予算（第4号）について	98
議案第42号	令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第 3号）について	98
議案第43号	令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第 4号）について	98
議案第44号	令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算 （第4号）について	98
議案第45号	令和6年度佐渡市一般会計予算について	98
議案第46号	令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算 について	98
議案第47号	令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予 算について	98
議案第48号	令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算につ いて	98
議案第49号	令和6年度佐渡市小水力発電特別会計予算に ついて	98
議案第50号	令和6年度佐渡市歌代の里特別会計予算につ いて	98

議案第51号	令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算 について	99
議案第52号	令和6年度佐渡市五十里財産区特別会計予算 について	99
議案第53号	令和6年度佐渡市二宮財産区特別会計予算に ついて	99
議案第54号	令和6年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算 について	99
議案第55号	令和6年度佐渡市真野財産区特別会計予算に ついて	99
議案第56号	令和6年度佐渡市病院事業会計予算について	99
議案第57号	令和6年度佐渡市水道事業会計予算について	99
議案第58号	令和6年度佐渡市下水道事業会計予算につい て	99

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第1号

専決処分書

令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月12日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第4号

専決処分書

令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月5日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市水道事業
会計補正予算（第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第2号

専決処分書

令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月12日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第3号

専決処分書

令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月12日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第 5 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(佐渡市監査委員条例の一部改正)

第1条 佐渡市監査委員条例(平成16年佐渡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市水道事業の設置等に関する条例(平成16年佐渡市条例第292号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市病院事業の設置等に関する条例(平成21年佐渡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(佐渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 佐渡市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年佐渡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「並びに期末手当」を「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則に定める職員を除く。）

に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料又は基礎報酬の月額とする。

第16条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前条」を「前2条」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第23条第1項第2号中「国際交流員」の次に「及びスポーツ国際交流員」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。)」を削る。

第8条第1項中「(会計年度任用職員を除く。)」を「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第9号

佐渡市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市交通安全条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市交通安全条例の一部を改正する条例

佐渡市交通安全条例（平成16年佐渡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第2条関係）

嘱託医等報酬基準表

区分 生徒（園児）数		内科	眼科・耳鼻科・歯科	薬剤師
		円	円	
管理手当 （年額）	100人未満	20,000	20,000	
	200人未満	30,000	30,000	
	300人未満	40,000	40,000	
	400人未満	50,000	50,000	
	500人未満	60,000	60,000	
	500人以上	70,000	70,000	
報酬		生徒（園児） 1人当たり 500円	生徒（園児）1人当 り 250円	1校当たり 48,000円
摘要	出校手当（1校・園） 年額 10,000円 へき地手当（1校・園） 年額 8,000円			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表消防関係の表2の項の(2)のオ中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例(平成20年佐渡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」を「法」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

別表中真野第2保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例

佐渡市児童遊園条例（平成16年佐渡市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表中若宮児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例(平成20年佐渡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)」を

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第 4 章 雑則 (第53条) 」に改
める。

第15条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第10項」に改める。

第23条を次のように改める。

(掲 示 等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所
に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込
者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示す
るとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって
直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を
行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆
の閲覧に供しなければならない。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電 磁 的 記 録 等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条にお
いて「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他こ
れらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、
文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ
って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについ
ては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、
磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作

られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例（平成16年佐渡市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第2条中「35人」を「28人」に改める。

第4条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「37,200円」を「33,800円」に改め、同条第2号中「55,800円」を「50,900円」に改め、同条第3号中「55,800円」を「51,300円」に改め、同条に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 141,300円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 156,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 171,100円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 178,500円

第6条第3項中「第7号ロ又は第8号ロ」を「第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の佐渡市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（保険料率の特例）

第3条 令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 21,200円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 36,000円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,900円

議案第17号

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）に設置された情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ、」の次に「利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中

「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「法第115条の23第3項の規定に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（次項及び第3項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中「第3章」を「前章」に改める。

第34条第1項中「第33条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準

用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第18号

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年佐渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の

職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第15条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第1号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「規則」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（次項及び第3項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「同項の規定による掲示」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「の規定による」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ウを同号カとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号オとし、同号アの次に次のように加える。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把

握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「第35条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の準用については、同項中「指定介護予防事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲示しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第19号

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回」を「当該指定定期巡回」に改め、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（次項及び第3項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の

規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 第24条第 1 項第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第 2 項中「第42条第 2 項第 3 号及び第 4 号」を「前条第 2 項第 3 号及び第 4 号」に改める。

第47条第 3 項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第51条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3後段中「同項第3号中」を「同項第4号中」に、「同項第4号中」を「同項第5号中」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定に

よる」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を削る。

第66条第1項第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に

掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質

の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条前段中「第104条」を「第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を

図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条前段中「第99条」を「第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第4項中「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法第1条の5第2項」を「医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「利用者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、「定めておかなければならない。」の次に「ただし、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条前段中「及び第59条の17第1項から第4項までの」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条前段中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又は指定小規模多機能型居宅介護のサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第10号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条前段中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「第202条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2条及び第5条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合

を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第20号

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第62条第1項」を「第61条第1項」に改め、同条第7項中「第62条第1項から第6項まで」を「第61条第1項から第6項まで」に改める。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第1項中「第178条第1項」を「第178条」に改め、同条第2項中「若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を削る。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（次項及び第3項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に

改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定

訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の

5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第62条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第62条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第21号

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例及び佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等を廃止する条例の制定について

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例及び佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例及び佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等を廃止する条例

(佐渡市特別会計条例の一部改正)

第1条 佐渡市特別会計条例（平成16年佐渡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等を廃止する条例)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例（平成16年佐渡市条例第204号）
- (2) 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里運営基金条例（平成16年佐渡市条例第90号）
- (3) 佐渡市歌代の里保護措置経費積立基金条例（平成16年佐渡市条例91号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第22号

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「保護者」を「家族等」に、「第20条」を「第5条第2項」に改める。

第3条第2項第2号ただし書中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」を「法」に改める。

第4条中「保護者」を「家族等」に改める。

第7条中「前項」を「前条」に改める。

第8条中「保護者」を「家族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例(平成18年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「300円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例

佐渡市漁港管理条例（平成16年佐渡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第13条第1項中「採取又は占用の許可を受けた者」を「採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

別表第1第1項第1号漁港所在地の動力船1年につきの欄及び漁港所在地以外の動力船1年につきの欄を次のように改める。

漁港所在地の動力船1年につき	漁港所在地以外の動力船1年につき
200円	30円
300円	30円
400円	40円
600円	50円
700円	70円
800円	80円
900円	90円
1,000円	100円

別表第1第3項占用料の額の欄を次のように改める。

占用料の額	
漁業関係者	漁業関係者以外の者
100円	140円
8円	11円

180円	250円
1,050円	1,500円

別表第2第1号土砂採取料の額の欄を次のように改める。

土砂採取料の額
195円
175円
150円
175円
65円
130円
3,940円
7,895円
7,895円に、長径120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額

別表第2第2号占用料の額の欄を次のように改める。

占用料の額
100円
500円
500円
80円
80円
70円
95円
55円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の佐渡市漁港管理条例別表第1の規定及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占用料及び土砂採取料について適用し、同日前における占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

議案第25号

佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

(佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)

第1条 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例(平成16年佐渡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

別表第2 土石採取料の欄を次のように改める。

土石採取料
175円
65円
130円
3,940円
7,895円
7,895円に直径が120cmを超える15cmまでごとに789円を加算した額
195円
175円
150円

(佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 佐渡市準用河川占用料徴収条例(平成16年佐渡市条例第279号)の一部を次のように改正する。

別表第3項(備考を除く。)を次のように改める。

3 河川産出物採取料

種類		単位	採取料
石	石径8センチメートル以上30センチメートル未満	1 m ³	175円
	石径30センチメートル以上45センチメートル未満	1 個	65円
	石径45センチメートル以上60センチメートル未満	1 個	130円
	石径60センチメートル以上90センチメートル未満	1 個	3,940円

センチメートル未満		
石径90センチメートル以上120センチメートル未満	1 個	7,895円
石径120センチメートル以上のもの	1 個	7,895円に、石径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額
砂利	1 m ³	195円
かき込み砂利	1 m ³	175円
土砂	1 m ³	150円
庭石		時価に基づく評価
その他のもの		時価に基づく評価
あし、かや類	1 m ²	3 円
竹木		時価に基づく評価

(佐渡市公共物管理条例の一部改正)

第3条 佐渡市公共物管理条例(平成16年佐渡市条例第281号)の一部を次のように改正する。

別表第2項採取料の額の欄を次のように改める。

採取料の額
195円
150円
175円
175円
65円
130円
3,940円
7,895円
7,895円に、石径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごと

に789円を加算した額
時価評価
時価評価

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例別表第2の規定、佐渡市準用河川占用料徴収条例別表第3の規定及び佐渡市公共物管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における土石採取料、河川産出物採取料又は生産物採取料について適用し、同日前における土石採取料、河川産出物採取料又は生産物採取料については、なお従前の例による。

議案第26号

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐渡市道路占用料徴収条例（平成16年佐渡市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

	占用物件	単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	590
	第2種電柱		900
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		530
	第2種電話柱		840
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	510
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		440
広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,900	

	その他のもの		占用面積 1 m ² につき 1 年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15m未満のもの		長さ 1 mにつき 1 年	47
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			63
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの			130
	外径が0.4m以上1 m未満のもの			320
	外径が1 m以上のもの			630
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他 のもの	3
				11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	840
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 m ² につき 1 年	530

		地下に設けるもの		320	
	その他のもの			1,100	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1 m ² につき 1 年	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が2のもの			A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路				940
	地下に設ける通路				560
	その他のもの				1,100
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 m ² につき 1 日	19
その他のもの		占用面積 1 m ² につき 1 月	190		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 m ² につき 1 月	190	
		その他のもの	表示面積 1 m ² につき 1 年	1,900	

標識		1本につき1年	840
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
	その他のもの	1本につき1月	190
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
	その他のもの		940
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.012を乗じて得た額

設	上空に設けるもの		A に 0.017 を乗じて得 た額
	地下(トンネ ルの上の地 下を除く。) に設けるも の	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得 た額
		階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて得 た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.007 を乗じて得 た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得 た額
令第 7 条 第 9 号に 掲げる施 設	建築物		A に 0.015 を乗じて得 た額
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得 た額
令第 7 条 第 10 号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物		A に 0.022 を乗じて得 た額
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得 た額
令第 7 条	トンネルの上又は高架の道路		A に 0.015

第11号に掲げる応急仮設建築物	の路面下に設けるもの	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「法第39条第1項」を「法第38条第1項」に改める。

第53条中「第6条第5項、第9条から第14条」を「第8条から第14条」に改める。

第58条第1項第6号中「第57条」を「前条」に改める。

別表第1公営住宅の表潟上第1住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例

佐渡市都市公園条例（平成16年佐渡市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「、」を加える。

第1条の5第1項第1号中「(昭和31年政令第290号)」を削る。

第6条第2号中「(昭和31年政令第290号。以下「令」という。）」を削る。

別表第2金井運動公園の部の表中「全天候」を「人工芝」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐渡市水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第9条第1項、第33条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第31号

新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎・多田地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在地	面積（㎡）
①	佐渡市多田字道端3の1、3の9、4の1、4の3 地先の公有水面埋立地	289.65
②	佐渡市多田字道端3の1、3の2、3の9、4の1、 4の3、4の5、7、7の1、佐渡市多田字片町 8の1、8の2、9の1、9の2、10、10の1、 11の1、11の2、13の3、13の6、佐渡市多田 字下町219の3、219の5地先の土地	1,816.05
③	佐渡市多田字高崎670の3、675の1、佐渡市多 田字高岬673の1、673の4地先の公有水面埋立 地	2,337.37
④	佐渡市多田字高崎670の1から670の3まで、 675の1、佐渡市多田字高岬673の1、673の4 地先の公有水面埋立地	3,773.75
⑤	佐渡市松ヶ崎字浦ノ川内828の6、843の1、1828、 1830の4、1830の5、1834の3、佐渡市松ヶ崎 字濱840、841、834の2、835の1、836の1、 838の1地先の土地	4,141.58
⑥	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎844地先の土地	396.33

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第32号

字の変更について（松ヶ崎・多田地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
①	佐渡市多田字道端3の1、3の9、4の1、4の3 地先の公有水面埋立地	佐渡市多田字 小池
②	佐渡市多田字道端3の1、3の2、3の9、4の1、 4の3、4の5、7、7の1、佐渡市多田字片町 8の1、8の2、9の1、9の2、10、10の1、 11の1、11の2、13の3、13の6、佐渡市多田 字下町219の3、219の5地先の土地	
③	佐渡市多田字高崎670の3、675の1、佐渡市多 田字高岬673の1、673の4地先の公有水面埋立 地	佐渡市多田字 高崎
④	佐渡市多田字高崎670の1から670の3まで、 675の1、佐渡市多田字高岬673の1、673の4 地先の公有水面埋立地	
⑤	佐渡市松ヶ崎字浦ノ川内828の6、843の1、1828、 1830の4、1830の5、1834の3、佐渡市松ヶ崎 字濱840、841、834の2、835の1、836の1、 838の1地先の土地	佐渡市松ヶ崎 字浦ノ川内
⑥	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎844地先の土地	佐渡市松ヶ崎 字相間

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第33号

佐渡市現庁舎大規模改修（建築）工事請負契約の変更について

令和4年議案第128号をもって議決を経て締結した「佐渡市現庁舎大規模改修（建築）工事請負契約」について、契約金額を下記のように変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「299,750,000円」を「343,654,300円」に変更する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第34号

佐渡市現庁舎大規模改修（電気設備）工事請負契約の変更について

令和4年議案第129号をもって議決を経て締結した「佐渡市現庁舎大規模改修（電気設備）工事請負契約」について、契約金額を下記のように変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「180,730,000円」を「220,567,600円」に変更する。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第35号

佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月29日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）（第2次変更）
別紙添付）

- 議案第36号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第40号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第41号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第42号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第43号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第44号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第45号 令和6年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第46号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第47号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第48号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第49号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第50号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第51号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第52号 令和6年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第53号 令和6年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第54号 令和6年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第55号 令和6年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第56号 令和6年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第57号 令和6年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第58号 令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

議案第1号

《令和5年度 佐渡市一般会計補正予算（第10号）概要》

1. 補正予算について

- ・能登半島地震の災害対応経費を計上
- ・国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う事業の経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	54,514,313
補正額	196,889
累計予算額	54,711,202

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	109,689
繰入金	87,200

4. 補正項目

1) 能登半島地震の災害対応経費

(事業内容)

○令和6年災農地・農業用施設災害復旧事業	
	【農林水産振興課】補正額：10,000千円
・測量設計業務委託料	10,000千円
○令和6年災公共土木施設災害復旧事業	
	【建設課】補正額：27,000千円
・測量設計業務委託料	27,000千円
○土木施設単独災害復旧事業	
	【建設課】補正額：50,200千円
・災害応急復旧作業委託料	20,000千円
・測量設計業務委託料	3,200千円
・災害応急復旧工事	27,000千円

2) 国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う事業

(事業内容)

○物価高騰支援給付金給付事業（原油価格・物価高騰対策）	
	【社会福祉課】補正額：73,782千円
家計への負担が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に1世帯あたり10万円の給付金を給付する経費を計上。	
○物価高騰支援給付金（子ども加算）給付事業（原油価格・物価高騰対策）	
	【子ども若者課】補正額：35,907千円
家計への負担が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）に児童1人あたり5万円の給付金を給付する経費を計上。	

議案第2号

《令和5年度 佐渡市一般会計補正予算（第11号）概要》

1. 補正予算について

- ・能登半島地震の災害対応経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	54,711,202
補正額	382,546
累計予算額	55,093,748

3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫支出金	25,858
県支出金	28,818
市債	144,600
繰入金	183,270

4. 補正項目

1) 能登半島地震の災害対応経費（被災者支援分）

（事業内容）

○被災者生活再建支援事業	【社会福祉課】補正額：14,500千円
住宅などの生活基盤が被災した世帯に生活再建支援金を支給する経費を計上。	
○被災者住宅応急修理支援事業	【建築住宅課】補正額：41,758千円
被災した住宅の日常生活に不可欠な最小限の応急修理について、修理費用を支援する経費を計上。	
○地震被災復旧応援金事業	【建築住宅課】補正額：48,700千円
被災した住宅、非住宅（車庫、倉庫、店舗、作業所及び事業所等の建物）、ブロック塀などで、日常生活や事業運営に必要な応急修理費について応援金を給付する経費を計上。	

2) 能登半島地震の災害対応経費（避難に要する経費分）

（事業内容）

○防災対策事業	【防災課】補正額：1,980千円
避難所で使用した毛布のクリーニングに要する経費を計上。	
○職員人件費	【総務課】補正額：17,231千円
災害対応に伴う時間外勤務手当等	

3) 能登半島地震の災害対応経費（公共施設等復旧分）

（事業内容）

事業名	所管課	補正額(千円)
農地単独災害復旧事業	農林水産振興課	30,200
令和6年災農地・農業用施設災害復旧事業	農林水産振興課	77,700
保育施設災害復旧事業	子ども若者課	3,828
温泉施設災害復旧事業	健康医療対策課	9,141
公立学校施設単独災害復旧事業	教育総務課	1,700
令和6年災公立学校施設災害復旧事業	教育総務課	6,500
社会教育施設災害復旧事業	社会教育課	92,926
農村公園災害復旧事業	農業政策課	2,000
商工施設災害復旧事業	産業振興課	1,232
観光施設災害復旧事業	観光振興課	30,572
その他商工施設災害復旧事業	移住交流推進課	426
駐車場施設災害復旧事業	建築住宅課	1,246
世界遺産史跡管理費	世界遺産推進課	906
計		258,377

議案第3号

《令和5年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・能登半島地震による災害等への対応に要する経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

・収益的収支

収入	補正前の額	2,743,245	支出	補正前の額	2,775,118
	補正額	686		補正額	5,259
	累計予算額	2,743,931		累計予算額	2,780,377

3. 補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

- ・営業外収益 686
 - ・能登半島地震による災害派遣
災害相互応援協定に基づく災害派遣の経費の収入 686

○収益的支出

- ・営業費用 4,573
 - ・能登半島地震による災害等への対応
時間外勤務手当 4,573
- ・営業外費用 686
 - ・能登半島地震による災害派遣
災害相互応援協定に基づく災害派遣の経費 686

議案第4号

《令和5年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・能登半島地震による災害への対応に要する経費を計上

2. 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	3,293,903	支出	補正前の額	3,282,151
	補正額	0		補正額	7,010
	累計予算額	3,293,903		累計予算額	3,289,161

- ・資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,730,714	支出	補正前の額	2,391,933
	補正額	0		補正額	15,000
	累計予算額	1,730,714		累計予算額	2,406,933

3. 補正項目

(単位：千円)

○収益的支出

- ・営業費用（管渠費） 5,010
- ・営業費用（処理場費） 2,000

○資本的支出

- ・建設改良費（下水道施設改良費） 15,000

4. 債務負担行為

(単位：千円)

○収益的支出

- ・営業費用（管渠費） 6,000

議案第 36 号

《令和 5 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 12 号）概要》

1. 補正予算について

- ・能登半島地震の災害対応経費を計上
- ・その他の経費については、12 月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	55,093,748
補正額	△ 305,670
累計予算額	54,788,078

3. 財源内訳

(単位：千円)

地方交付税	317,986
国・県支出金	△416,816
繰入金	△503,792
市債	206,600
その他	90,352

4. 主な補正項目

1) 能登半島地震の災害対応経費（被災者支援分）

(事業内容)

<p>○中小企業等地震被害復旧応援金事業 【産業振興課】補正額：20,000 千円 市内中小企業または小規模事業者等に対し、被災した施設・設備の修繕に係る経費の一部を支援する経費を計上。</p> <p>○商工業者支援事業 【産業振興課】補正額：19,817 千円 事業経営の安定や資金繰りに支障をきたす恐れのある市内中小企業および小規模事業者等に対し、制度融資を利用した際にかかる利子の一部を補助する経費を計上。</p>
--

2) 能登半島地震の災害対応経費（公共施設等復旧分）

(事業内容)

事業名	所管課	補正額(千円)
公共土木施設単独災害復旧事業	建設課	49,600

議案第 37 号

《令和 5 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金等の確定により一般会計繰入金を減額計上
- ・ 前年度保険給付費等交付金等の決定により償還金を減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,691,849
補正額	△4,837
累計予算額	5,687,012

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	65
一般会計繰入金	△4,902

4. 補正項目

(単位：千円)

総務費 一般管理費(人件費)	補正額： △500
保健事業費	補正額： 1,670
諸支出金	補正額： △6,007

議案第 38 号

《令和 5 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上
- ・ 調定見込額増に伴う現年度分の後期高齢者医療保険料の増額計上
- ・ 過年度保険料還付金の増額計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	846,373
補正額	△9,851
累計予算額	836,522

3 財源内訳

(単位：千円)

現年度分特別徴収保険料	1,011
現年度分普通徴収保険料	2,337
一般会計繰入金	△13,799
諸収入（保険料補填金）	600

4 補正項目

(単位：千円)

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 保険料等負担金 補正額： 3,348
- ・ 基盤安定負担金 補正額： △13,799

○諸支出金

- ・ 過年度保険料還付金 補正額： 600

議案第 39 号

《令和 5 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等の補正を計上
- ・ 総務費、保険給付費等の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,134,053
補正額	△132,224
累計予算額	9,001,829

3 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	24,998
国庫支出金	81,405
支払基金交付金	△34,847
県支出金	28,054
財産収入	8
繰入金	△231,842

4 補正項目

(単位：千円)

総務費

- ・ 一般管理費 補正額： 3,170

保険給付費

- ・ 介護サービス等諸費 補正額： 136,702

基金積立金

- ・ 給付準備基金積立金 補正額： 7,648

議案第 40 号

《令和 5 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 一般管理費の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	506,831
補正額	△ 17,376
累計予算額	489,455

3 財源内訳

(単位：千円)

サービス費収入	△45,497
県支出金	1,468
一般会計繰入金	26,653

4 補正項目

(単位：千円)

特別養護老人ホーム費	
・ 一般管理費（人件費）	補正額：△17,376

議案第 41 号

《令和 5 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 4 号）概要》

1 補正予算について

- ・ サービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費及び介護サービス費の減額計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	606,821
補正額	<u>△23,837</u>
累計予算額	582,984

3 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△83,962
一般会計繰入金	60,125

4 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費

- ・ 一般管理費（人件費） 補正額： △20,058
- ・ 一般管理費 補正額： △3,173
- ・ 介護サービス費 補正額： △606

議案第 42 号

《令和 5 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 3 号）概要》

【令和 5 年度補正予算（第 3 号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、323,187 千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益について、12 月までの実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正減
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正減

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,690,384	△76,939	1,613,445
支出	1,980,949	△44,317	1,936,632
収支	△290,565	△32,622	△323,187

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,428,890	△67,028	1,361,862	261,494	△9,911	251,583
支出	1,500,863	△41,606	1,459,257	480,086	△2,711	477,375
収支	△71,973	△25,422	△97,395	△218,592	△7,200	△225,792

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,756,862	△48,673	1,708,189
支出	1,588,134	△56	1,588,078
収支	168,728	△48,617	120,111

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,594,445	△48,466	1,545,979	162,417	△207	162,210
支出	1,575,587	103	1,575,690	12,547	△159	12,388
収支	18,858	△48,569	△29,711	149,870	△48	149,822

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 △67,028 千円 ・ 収益的支出 △41,606 千円
 ・ 資本的収入 △48,466 千円 ・ 資本的支出 103 千円
- [主要内容] ・ 入院及び外来収益について、患者数等の実績見込による補正減
 ・ 材料費について、薬品及び診療材料等の実績見込による補正減

【相川診療所】

- [補正額] ・ 収益的収入 △9,911 千円 ・ 収益的支出 △2,711 千円
 ・ 資本的収入 △207 千円 ・ 資本的支出 △159 千円
- [主要内容] ・ 入院収益について、患者数等の実績見込による補正減

議案第 43 号

《令和 5 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績により収入見込を精査し給水収益の減額補正を計上
- ・工事の翌年度施工に伴い資産減耗費の減額補正を計上
- ・資産減耗費の減額に伴い長期前受金戻入益の減額補正を計上
- ・実績等により必要額を精査し動力費及び委託料の減額補正を計上
- ・国の追加予算を受け施設改良費を増額し、これに伴う収支の増額補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

・収益的収支

収入	補正前の額	2,743,931	支出	補正前の額	2,780,377
	補正額	△16,700		補正額	△87,148
	累計予算額	2,727,231		累計予算額	2,693,229

・資本的収支

収入	補正前の額	1,304,518	支出	補正前の額	2,408,977
	補正額	35,231		補正額	154,126
	累計予算額	1,339,749		累計予算額	2,563,103

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・国庫補助金等	・	74,617
・工事負担金	・	△57,786
・補てん財源（損益勘定留保資金）充当	・	118,895

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収支

・収入	：給水収益	・	△3,500
	：長期前受金戻入益	・	△13,200
・支出	：動力費	・	△36,000
	：委託料	・	△4,979
	：減価償却費	・	8,300
	：資産減耗費	・	△54,469

○資本的収支

・収入	：国庫補助金ほか	・	35,231
・支出	：施設改良費	・	154,126

議案第 44 号

《令和 5 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績により収入見込みを精査し使用料収益の減額補正を計上
- ・更新工事の翌年度施工に伴い資産減耗費の減額補正を計上
- ・資産減耗費の減額に伴い長期前受金戻入益の減額補正を計上
- ・実績により必要額を精査し動力費の減額補正を計上
- ・国庫補助事業の事業費調整による補正を計上

2. 予算規模

・収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 3,293,903	支出	補正前の額 3,289,161
	補正額 <u>△143,320</u>		補正額 <u>△152,794</u>
	累計予算額 3,150,583		累計予算額 3,136,367
・資本的収支			
収入	補正前の額 1,730,714	支出	補正前の額 2,406,933
	補正額 <u>104,903</u>		補正額 <u>46,650</u>
	累計予算額 1,835,617		累計予算額 2,453,583

3. 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)	
・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当	△58,253

4. 主な補正内容

○収益的収支

・収入：公共下水道使用料	△11,000
他会計補助金	△32,899
国庫補助金	△23,235
長期前受金戻入益	△73,680
・支出：処理場費(動力費)	△24,000
総係費	△46,246
資産減耗費	△82,341

○資本的収支

・収入：企業債	38,200
国庫補助金	23,235
他会計補助金	42,415
・支出：下水道施設改良費	46,650

議案第46号

《令和6年度 佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

平成30年度からの国民健康保険制度改革後の新たな財政運営の仕組みのもと、県が決定する事業費納付金等を踏まえ編成を行った。

団塊の世代が令和4年度から令和6年度にかけて後期高齢者医療制度に移行するため、納付金及び保険給付を減額した予算組となる。

2 財政の仕組み

市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。

3 予算規模

予算総額 5,420,000千円（対前年比 △240,000千円 4.3%減）

4 事業費納付金の内訳

- ・医療分 810,078千円（対前年比 △12,003千円 1.5%減）
- ・後期分 335,511千円（対前年比 △15,920千円 4.5%減）
- ・介護分 115,724千円（対前年比 8,640千円 8.1%増）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	938,376	939,574	△ 1,198	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	2	2	0	災害臨時特例補助金
県支出金	4,061,771	4,270,775	△ 209,004	保険給付費等交付金
財産収入	2	2	0	財政調整基金利子
繰入金	417,264	446,406	△ 29,142	保険基盤繰入金、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	2,585	3,241	△ 656	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,420,000	5,660,000	△ 240,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	73,788	84,709	△ 10,921	人件費、一般管理費
保険給付費	3,996,279	4,205,674	△ 209,395	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金	1,261,313	1,280,746	△ 19,433	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分事業費納付金
保健事業費	76,561	76,707	△ 146	特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、疾病予防費、保健指導事業費
基金積立金	2	2	0	財政調整基金積立金
その他歳出	8,557	8,662	△ 105	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,420,000	5,660,000	△ 240,000	

議案第47号

《令和6年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2. 予算規模

予算総額 925,300 千円(前年比 85,700千円 10.21 %増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備 考
後期高齢者医療保険料	641,979	568,252	73,727	現年度保険料 過年度滞納繰越分保険料
使用料及び手数料	100	100	0	督促手数料
繰入金	273,353	261,929	11,424	人件費・事務費 基盤安定負担金 人間ドック助成費用の一部を佐渡市で負担
繰越金	1	1	0	
諸収入	9,867	9,318	549	後期高齢者医療広域連合人件費負担金 人間ドック費用助成補助金
合 計	925,300	839,600	85,700	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	38,307	40,236	△ 1,929	人件費(4名分) 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	885,422	798,313	87,109	保険料負担金 基盤安定負担金(県3/4 市1/4)
諸支出金	1,571	1,051	520	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合 計	925,300	839,600	85,700	

4. 令和6年度保険料率について

・均等割額 44,200円(令和5年度 40,400円)

・所得割率 8.61%(令和5年度 7.84%)

※高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2年に一度の保険料率の見直しを実施

議案第48号

《令和6年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 8,793,600 千円(前年比 1,400 千円増 0.02% 増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備 考
保険料	1,407,853	1,374,512	33,341	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,383,706	2,316,110	67,596	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,246,145	2,251,091	△ 4,946	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
県支出金	1,251,099	1,253,659	△ 2,560	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,497,236	1,589,329	△ 92,093	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	7,561	7,499	62	事業者指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合 計	8,793,600	8,792,200	1,400	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	145,641	133,254	12,387	人件費 一般管理費及び介護認定審査会費等
保険給付費	8,096,558	8,129,484	△ 32,926	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	545,452	523,518	21,934	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	11	6	5	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利息
諸支出金	2,937	2,937	0	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合 計	8,793,600	8,792,200	1,400	

議案第 49 号

《令和 6 年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

令和 6 年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模	(単位：千円)
当初予算額	35,000

3. 財源および歳出内訳

財源		歳出		(単位：千円)
発電売電料収入	34,998	発電事業費	35,000	
その他財源	2			

4. 主な事業 (単位：千円)

発電事業費	
○需用費	640
○役務費	158
○委託料	986
○使用料及び賃借料	156
○積立金	8,237
○公課費(消費税)	1,800
○一般会計繰出金	23,023

議案第50号

《令和6年度 佐渡市歌代の里特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人福祉施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 254,000千円 (対前年比 △ 231,000千円 47.6%減)

3 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	213,944	436,180	△ 222,236	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	91	237	△ 146	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
財産収入	1	1	0	財産運用収入
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	36,442	44,878	△ 8,436	一般会計繰入金
繰越金	3,000	3,000	0	繰越金
諸収入	520	702	△ 182	雑入
合計	254,000	485,000	△ 231,000	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備考
特別養護老人ホーム費	252,999	483,999	△ 231,000	施設費 介護サービス費
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合計	254,000	485,000	△ 231,000	

議案第51号

《令和6年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人保健施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 1,119,400千円 (対前年比 542,300千円 94.0%増)

3 主な歳入歳出の内容

＜歳入＞

(単位：千円)

項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	407,505	420,492	△ 12,987	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	237	187	50	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	163,949	150,935	13,014	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	1,507	1,484	23	雑入
市債	542,200	0	542,200	市債
合計	1,119,400	577,100	542,300	

＜歳出＞

(単位：千円)

項目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減	備考
介護老人保健施設費	1,116,151	532,564	583,587	施設費 介護サービス費
公債費	2,848	44,135	△ 41,287	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合計	1,119,400	577,100	542,300	

議案第 52 号

《令和 6 年度 佐渡市五十里財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■五十里財産区特別会計	<u>188</u>
・ 主な財源内訳	
財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 180）	184
・ 主な事業	
財産区管理会の運営	132
（事業内容）	
財産区管理会を年間 2 回開催し、山林整備等について協議を行う。	

議案第 53 号

《令和 6 年度 佐渡市二宮財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■二宮財産区特別会計

3,277

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 174）	177
諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090）	3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料）	3,000
----------------------	-------

(事業内容)

財産区管理会を年間 3 回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 54 号

《令和 6 年度 佐渡市新畑野財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■新畑野財産区特別会計

3,484

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：物品売払収入 200） 288

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,000

(事業内容)

財産区管理会を年間 2 回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 55 号

《令和 6 年度 佐渡市真野財産区特別会計当初予算概要》

1. 予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■ 真野財産区特別会計 3,268

・ 主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 173） 175

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・ 主な事業

分収造林事業（主なもの：造林事業委託料） 3,000

(事業内容)

財産区管理会を年間 3 回開催し、山林整備等について協議を行う。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

《令和 6 年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【令和 6 年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、341,941 千円の赤字予算

収益的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	R 6 当初	R 5 当初	比較増減
収入	1,642,481	1,690,384	△47,903
支出	1,984,422	1,976,109	8,313
収支	△341,941	△285,725	△56,216

	両津病院			相川診療所		
	R 6 当初	R 5 当初	比較増減	R 6 当初	R 5 当初	比較増減
収入	1,392,862	1,428,890	△36,028	249,619	261,494	△11,875
支出	1,535,037	1,483,509	51,528	449,385	492,600	△43,215
収支	△142,175	△54,619	△87,556	△199,766	△231,106	31,340

資本的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	R 6 当初	R 5 当初	比較増減
収入	4,126,824	1,706,166	2,420,658
支出	4,158,380	1,582,741	2,575,639
収支	△31,556	123,425	△154,981

	両津病院			相川診療所		
	R 6 当初	R 5 当初	比較増減	R 6 当初	R 5 当初	比較増減
収入	3,958,637	1,593,749	2,364,888	168,187	112,417	55,770
支出	4,140,193	1,570,194	2,569,999	18,187	12,547	5,640
収支	△181,556	23,555	△205,111	150,000	99,870	50,130

【両津病院】

1 編成方針

- ・現在の医療水準を維持した上で患者数確保と診療報酬加算の継続に努める。
- ・入院収益は病床利用率を 60 床の 91%として、入院単価を令和 5 年度の実績から算出する。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、142,175 千円の赤字予算
- ・病院建設事業費として、令和 6 年度は 4,096,394 千円を計上する。

【相川診療所】

1 編成方針

- ・地域の診療所として、現在の医療水準の維持と患者数確保に努める。
- ・入院収益は病床利用率を 19 床の 68%として、入院単価を令和 5 年度の実績から算出する。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、199,766 千円の赤字予算
- ・一般会計からの運営資金繰入金として 150,000 千円を計上する。

《令和 6 年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、経常費用の節減に努めるとともに一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支においても建設改良費の節減に努めるとともに、国庫補助と水道事業債の活用により健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業として、老朽管更新事業、配水管等敷設(替)事業及び施設増改良事業を実施し、管路と施設の強靱化と長寿命化を推進し、安全安心な水道水の安定供給を図る。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,669,737	当初予算額	2,366,384
前年度当初予算額	2,743,268	前年度当初予算額	2,408,738
予算額増減	△73,531	予算額増減	△42,354

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		昨年度増減	(2) 資本的収入及び支出		昨年度増減
・水道事業収益	2,669,737	(△73,531)	・資本的収入	1,342,211	(37,726)
営業収益	1,401,777	(△13,444)	企業債	629,600	(54,500)
営業外収益	1,267,958	(△60,087)	国庫補助金	170,000	(△45,361)
特別利益	2	(0)	工事負担金	319,743	(33,957)
・水道事業費用	2,669,737	(△73,531)	出資金	222,868	(△5,370)
営業費用	2,474,858	(△67,288)	・資本的支出	2,366,384	(△42,354)
営業外費用	194,178	(△6,243)	建設改良費	1,465,841	(△7,196)
特別損失	101	(0)	企業債償還金	900,543	(△35,158)
予備費	600	(0)			

4. 主な事業

(単位：千円)

○施設改良費		昨年度増減
・老朽管更新事業	312,450	(△128,150)
・配水管等敷設(替)事業	682,000	(47,400)
・施設増改良事業	213,813	(△33,287)
○営業費用		昨年度増減
・原水及び浄水費	560,389	(△76,311)
・配水及び給水費	299,896	(43,830)
・総係費	270,248	(△ 23,756)
・減価償却費	1,268,553	(△ 17,614)

議案第 58 号

《令和 6 年度 佐渡市下水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・維持管理委託の見直し等により経費の節減に努めるとともに、国庫補助金及び企業債の活用により一般会計補助金を抑制し健全経営を目指す。
- ・能登半島地震により被災した管渠を早期に復旧するとともに、計画的な施設更新と処理区統合により経費の削減及び平準化を図り、浸水想定区域図作成や耐震化等により防災力を強化し安心して利用できる下水道を構築する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	3,237,027	当初予算額	2,535,036
前年度当初予算額	3,279,931	前年度当初予算額	2,386,087
予算額増減	△42,904	予算額増減	148,949

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		昨年度増減	(2) 資本的収入及び支出		昨年度増減
○下水道事業収益	3,249,606	(△44,057)	○資本的収入	1,882,721	(152,007)
営業収益	753,786	(13,380)	企業債	1,001,200	(230,700)
営業外収益	2,495,818	(△57,437)	国庫補助金等	337,500	(△29,120)
特別利益	2	(0)	受益者負担金等	20,039	(10,600)
○下水道事業費用	3,237,027	(△42,904)	他会計補助金	523,982	(△60,173)
営業費用	2,990,724	(△23,210)	○資本的支出	2,535,036	(148,949)
営業外費用	245,193	(△19,694)	建設改良費	1,102,088	(146,786)
特別損失	110	(0)	企業債償還金	1,374,943	(6,209)
予備費	1,000	(0)	負担金長期未払金	58,005	(△4,046)

4. 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費	昨年度増減
・汚水管渠工事	586,500 (△85,700)
・処理施設工事	229,836 (180,936)
・雨水管渠工事	7,000 (4,500)
・施設更新工事	55,343 (27,643)
・災害復旧工事	100,000 (100,000)
○営業費用	昨年度増減
・管渠費	131,726 (14,244)
・処理場費	610,919 (37,385)
・ポンプ場費	55,336 (△467)
・農業集落排水費	5,872 (△111)
・漁業集落排水費	36,757 (△3,220)
・総係費	211,890 (50,946)